

頭を引きつた人引きたり過す等の日業行なはれ上、文法要領。一人は脚先は之身  
体意の如く立ちあがりには、挿入の如く首をヒツクワリし身軀をクルク  
巻かしてしぼつて抱きしめて行つたか、かゝる人は人民路コト稱する警備官と  
しそのなまふ、行為があらうか。私達は今生死の生死の生死問題に於て正を  
と會社側と云つた場合、於てかゝる警備官の片手流を行ふとみえとせ、警  
備官の人を如常に行はざる公認正である。司権権と云ふものか、かゝる買主家より  
のみ運用せしむ、そのかど、夫らとせらば、  
係、私達は今後如何なる道安も、  
ひま、それは和達家族百十人の生命にか、ける真険な問題であるから  
でありませ。横断をせよ、何年か、この共しさを御守り下さいます、この横  
暴な重役を制服さすま、か、か、か、御検場下され、また、初所、有、官、の、か、  
片手流を無差者のみカコを仕打、か、か、か、か、か、か、か、か、か、か、か、  
と思ふ、か、か、か、か、か、か、か、か、か、か、か、か、か、か、か、か、か、  
昭和五年九月

葛飾汽船争議団  
浦安所 橋本

葛飾汽船争議団の次、本家の

葛飾汽船争議団  
葛飾汽船争議団の次、本家の  
葛飾汽船争議団の次、本家の

5.9.17  
1699

券第三一七六號

昭和五年九月十六日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣安達謙蔵殿  
社會局長官吉田茂殿  
大政神奈川千葉府縣警殿

葛飾汽船株式會社労働争議ニ関スル件(業報リ解ス)  
要  
入選業員八十名当座ニ調停ヲ願出テ十日ヨリ調停(法外)ノ結果十  
三日解ス  
旨  
四十二日千葉運送及電報三組本部員各名譽員名之檢束ス